

競技運営に関する注意事項

越谷市野球連盟

1. 代表者会議で説明又は決められた事項は、必ずチーム全員に徹底させること。
2. 参加申込書（登録原簿）提出後は、選手の変更、追加、背番号の変更は認めない。
3. ベンチは、組み合わせ番号の若い方を1塁側とする。
4. シートロックは行わない。
5. 球場内でのフリーバッティングは禁止する。
6. その日の第1試合に出場するチームは、外野地域に限り練習に使用してもよい。
第2試合以降のチームは試合の合間に限り外野のグラウンドでトスバッティングを行ってもよい。
7. ベンチの中での携帯マイク、携帯電話の使用は禁止する。ただし、メガホンは監督に限り使用を認める。
8. メンバー表の提出は、その日の第1試合は、**試合開始予定時刻30分前**に、第2試合以降は、**前の試合の3回終了時**までに、監督と主将が本部に提出し、登録原簿と照合の後、攻守を決定する。
メンバー表は4通作成し登録者全員を記入して提出する。
9. 試合開始予定時刻になっても会場に来ないチームは、原則として棄権とみなす。
10. 試合開始予定時刻はあくまで予定であり、第2試合以降のチームは、予定時刻の1時間前までに集合しておくこと。
11. 第2試合以降は試合開始時刻前でも、両チームが試合可能の場合は前の試合が終了した後20分で次の試合を開始することがある。
12. ベンチに入れる人員は、登録されたユニホームを着用した監督30番、コーチ28番・29番および選手20名以内とチーム代表者、マネージャー、スコアラー各1名とする。スコアラーが女性の場合は、スポーツ行事にふさわしい服装してベンチに入ること。【介護者は3名以内とする】
13. チーム全員がスポーツ傷害保険等に加入していること。
14. 小雨の場合でも日程の都合上、球場が使用可能な場合は試合を行う。
15. 雨天の際の連絡は、チーム責任者より積極的に問合せること。

なお、決定時刻は原則として 午前 6 時 30 分とする。

連絡先	藤田理事長宅	携 帯	090-2259-1417
		電 話	975-1112
	芳門審判長宅	携 帯	090-3572-2153
		電 話	974-3390

競技上の注意事項・大会特別規則

1. 正式試合

- (1) 試合は7回戦とする。暗黒・降雨などで7回までイニングが進まなくとも5回(4回1/2)を過ぎればゲームは成立する。
- (2) 得点差によるコールド・ゲームは、3回以降10点差、5回以降7点差とする。

2. 試合時間及びタイゲームの場合について

試合は1時間30分を越えた場合は、新しいイニングに入らない。但し、3回までは行う。(決勝戦は2時間を越えた場合。)

また、制限時間または7回が終わって同点で勝敗が決しないときは、特別延長戦を行う。

- ※ タイブレイク方式(特別延長戦)は継続打順とし、前回の最終打者を1塁走者とし、2塁、3塁の走者は順次前の打者として無死満塁の状態にして1イニングを行い、得点の多いチームを勝ちとする。なお、勝敗が決しない場合は、さらに継続打順でこれを繰り返す(最長2イニングまで)。通常の延長戦と同様に規則によって認められる交代は許される。

3. 特別抽選

特別延長戦で、2イニング行い、なお、勝敗が決しない場合は、次の方法により試合の最終決定とする。

抽選用紙に○印、×印を各9枚記入し封筒に入れ、特別延長戦の最終出場選手により、先攻チームより1人ずつ交互に抽選し、○印の多い方を勝ちとする。

4. 特別継続試合

暗黒・降雨などで5回(4回1/2)以前に中止になった場合、また、5回を過ぎ正式試合になって同点で試合が中止の場合でも、原則再試合としないで、次の期日の第1試合に先立って特別継続試合を行うことがある。

5. 特別継続試合の再開

- (1) もとの試合が中断された個所より再開する。
- (2) 両チームの出場者と打撃順は試合が中断されたときと全く同一でなければならない。ただし、規則によって認められた交代は許される。なお、試合前に提出された打順表に記載されていない者は、出場できない。
- (3) もとの中断された試合に出場して、他のプレーヤーと交代してその試合から退いたプレーヤーは、再開された試合に出場できない。

6. 抗議のできる者は監督と当該プレーヤーとする。

7. 監督・コーチ等が投手のところへ行く回数の制限

捕手を含む内野手が、一試合に投手のところへ行ける回数を、7イニングの試

合にあつては3度以内とする。

但し、特別延長戦となった場合は、2イニングに1度行くことができる。

8. 種類の異なった球を使用した場合の処置について
発見されるまで行われたプレーは有効とする。但し、プレーが進行中に発見されたときは、プレーが落着いたとき、正規の球と取り替えるものとする。
9. 少年学童部の投手は、変化球を投げることを禁止する。
10. 投手の投球制限については、一日7イニングまでとする。なお、3年生以下にあつては一日5イニングまでとする。ただしタイブレーク方式の直前のイニングを投げ切った投手に限り一日最大9イニングまで投げる事ができる。
11. 一般と同様に監督に限り、グラウンドに出て指示することができる
12. 試合開始、終了のあいさつ
 - (1) 登録された選手は、バッターボックスの外側のラインに沿って主将を先頭にして整列し、審判員の指示により、両チームの主将が握手して戻り、全員であいさつを交わす。その際、両チームの監督、コーチはそれぞれ自軍のベンチ前に整列し、選手に合わせてあいさつを交わす。
 - (2) 試合開始をした後は、打者は打者席に入る度に、又投手は審判からボールを受ける度に、それぞれ帽子（ヘルメット）をとらなくてもよい。
 - (3) 試合終了後の、相手側チーム、大会本部（正面ネット裏）にあいさつは行かなくてもよい。速やかに次のチームにベンチを明け渡すこと。

禁 止 事 項

1. マスコットバットの使用を禁止する。バットの素振り用リング及び鉄パイプは危険と思われるので球場内に持ち込むことを禁止する。
2. 投手が手首にリストバンド（サポーター等）を使用することを禁止する。負傷等で手首に包帯など巻くときは、試合前に審判員に届けること。
3. 危険防止のため、足を高く上げてのスライディングを厳禁とする。現実にこれが妨害となったと審判員が認めた場合は、守備妨害で走者をアウトにする。
4. 作為的な空タッチは禁止する。現実に妨害（よろめき、著しく速度が鈍った場合）になったと審判員が認めたときは、オブストラクションを適用する。
5. プレーヤーが塁上に腰を下ろすことを禁止する。
6. 守備側からの『タイム』で試合が停止されたとき、その間投手は捕手を相手に投球練習をしてはならない。
7. 試合に出場する捕手は、安全のためプロテクター、レガース、捕手用ヘルメット、股間用カップを着用のこと。また打者・次打者及びベースコーチは必ずヘルメットを着用のこと。（いずれも公認されたもの）なお、捕手用ヘルメットとマスクの一体製品は使用禁止。
8. 次打者は、投手が投球姿勢に入ったら素振りしてはならない。低い姿勢で待つこと。

9. 塁上の走者及びベースコーチが守備側（捕手）のサインを盗み、それを打者に伝達することを禁止する。
10. 試合中の喫煙及びガムをかむ等は禁止する。
11. チャンスや得点をあげたときなど、みだりにベンチ内のリーダーが音頭をとって声をあげ拍手するようなことはしてはならない。
12. 相手チームや審判員に対する聞き苦しい野次は厳禁する。また、自チーム側のベンチ外の野次もチーム責任とする。
13. もめ事るとき審判員や相手側のプレーヤーに手をかけることを禁止する。

試合のスピード化に関する事項

1. 攻守交代は、駆け足で行うこと。（投手に限り内野地域内は歩いても差し支えない。）監督はマウンドへの行き帰りは小走りでスピーディに行うこと。
2. 投手の準備投球について
1回目と投手交代のときは、8球以内（1分間以内）とするが、2回目以降の準備投球は、4球以内とする。
3. 投球を受けた捕手は、速やかに投手に返球する。また、捕手より返球を受けた投手は、速やかに投手板を踏んで投球位置につくこと。
4. 打者は速やかに打者席に入り、バッターボックス内でベンチからのサインをみる
こと。
5. 試合中、スパイクの紐を意図的に結び直すためのタイムは認めない。
6. 内野手の転送球について
試合中のボール回しは各イニング（表・裏）の始に捕手が二塁へ送球したときだけとし、それ以降は認めない。なお、天候状態、試合の進行状況によっては、審判員の判断で途中から全面的に禁止する場合もある。
7. 攻守交代の時に、最後のボール保持者は、投手板にボールを置いてベンチに戻る
こと。
8. 本塁打の場合、走者を迎えるため、ベンチから出てはならない。
9. ファールボールの処理について
(イ) ベンチ側に飛んだものは、ベンチサイドで拾い球審に手渡すこと。
(ロ) 捕手の後方に飛んだものは、攻撃側で拾い球審に手渡すこと。

その他の取決め事項

1. ユニホームは、同一チームの各プレーヤー（監督・コーチを含む）同色・同型・同意のユニホーム（帽子を含む）を使用しなければならない。
2. ユニホームは、あまり派手ではなく全体において品位をたもつものでなければならない。
3. マークは日本字とするが、ローマ字を使用しても差し支えない。
4. ユニホームは、校章をつけることは認めない。
5. スパイクは原則として全員同色、同意匠のものを使用すること。
6. バットは、連盟公認の J S B B のマークのある金属性のバットを使用すること。
7. ヘルメットについては、打者及び走者、次打者は危険防止のため、連盟公認の耳付ヘルメットを使用すること。
8. 少年学童部の投手は、変化球を投げることを禁止する。
関節障害防止のため、まだ、骨の未熟な学童部の投手に対して変化球を投げることを禁じ、変化球を投げた場合は次のペナルティーを課す。
但し、投球が自然に変化した場合を除く。手首をひねるなど意識して投げた変化球か、自然に変化したかは、審判員の判断による。
(ロ) 変化球に対してボールを宣告する。
(ハ) 投手が変化球を投げた場合は、投げないように注意をする。注意をしたにもかかわらず同一投手が変化球を投げたときは、その投手を交代させる。なお、その投手は他の守備位置につくことは許されるが、同一試合では、再び投手には戻ることは許されない。
(ニ) 変化球がなげられたときにプレーが続けられた場合は、打者が一塁でアウトになるか、走者が次塁に達するまでにアウトになった場合は、プレーを無効とし、打者のカウントに『ボール』を加える。この場合状況によって攻撃側の監督の申し出があれば、プレーはそのまま有効とする。但し、打者が安打、失策、四死球、その他で一塁に行き走者が進塁するか、占有塁にとどまっている場合は、変化球と関係なくプレーはそのまま続けられる。

大会規律

大会において不正を行ったチームに対して次の処置を行う。

1. 試合中に発見された場合は、相手に勝利を与える。
2. 試合終了後に発見された場合は、次の相手に勝利を与える。
3. 決勝戦終了後に発見された場合は、準優勝を優勝とする。